第３号様式（第７条関係）その1

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 | 住所 |
| 氏名 |
| 行為の場所 |  |

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 集　落　景　観　保　全　地　区 |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　建築物の高さは13ｍ以下であること。また、集落の背後に控える山並みの稜線を乱さない高さであること。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。 |  |
| □　建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点などの主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう配慮していること。 |  |
| □　海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 |  |
| □　建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| □　地形を活かした建築物等の配置を行うこと。 |  |
| □　建築物等の建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から50㎝以上後退させること。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。 |  |
| □　屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度８以上、彩度２以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 |  |
| □　デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の10％以下にとどめること。 |  |
| □　建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  |
| ③敷地内の緑化・屋敷囲い（垣・柵）等 | □　敷地内は出来る限り緑化に努めること。 |  |
| □　残されたフクギ等の屋敷林は出来るだけ保全すること。 |  |
| □　垣又は柵を設ける場合は、出来る限り生垣や石材などの自然素材を活用すること。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面からの高さを1.5ｍ以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努めること。 |  |
| □　国道58号に面する部分については、季節の移り変わりを感じさせることができる草花による緑化を行うなど、地域のイメージを高める沿道景観の形成に努めること。 |  |
| ④その他 | □　屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこととする。 |  |

第３号様式（第７条関係）その2

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 | 住所 |
| 氏名 |
| 行為の場所 |  |

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 準　集　落　景　観　保　全　地　区 |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　建築物の高さは13ｍ以下であること。また、集落の背後に控える山並みの稜線を乱さない高さであること。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。 |  |
| □　建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点などの主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう配慮していること。 |  |
| □　海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 |  |
| □　建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| □　地形を活かした建築物等の配置を行うこと。 |  |
| □　建築物等の建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から50㎝以上後退させること。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。 |  |
| □　屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度８以上、彩度２以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 |  |
| □　デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の10％以下にとどめること。 |  |
| □　建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  |
| ③敷地内の緑化・屋敷囲い（垣・柵）等 | □　敷地内は出来る限り緑化に努めること。 |  |
| □　残されたフクギ等の屋敷林は出来るだけ保全すること。 |  |
| □　垣又は柵を設ける場合は、出来る限り生垣や石材などの自然素材を活用すること。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面からの高さを1.5ｍ以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努めること。 |  |
| □　国道58号に面する部分については、季節の移り変わりを感じさせることができる草花による緑化を行うなど、地域のイメージを高める沿道景観の形成に努めること。 |  |
| ④その他 | □　屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこととする。 |  |

第３号様式（第７条関係）その3

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 | 住所 |
| 氏名 |
| 行為の場所 |  |

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 農　漁　業　景　観　創　造　地　区 |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　建築物の高さは平屋かつ８ｍ以下とする。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。 |  |
| □　建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点などの主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう配慮していること。 |  |
| □　海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 |  |
| □　建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。 |  |
| □　屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| ③敷地内の緑化・屋敷囲い（垣・柵）等 | □　恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度８以上、彩度２以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 |  |
| □　建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  |

第３号様式（第７条関係）その4

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
|  |
| 行為の場所 |  |

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 自　然　景　観　保　全　地　区 |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　建築物の高さは２階以下かつ10ｍ以下であること。また、緑の稜線を乱さないよう高さ・配置であること。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。 |  |
| □　建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点などの主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう配慮していること。 |  |
| □　海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 |  |
| □　建築物が大規模となる場合は、自然景観との調和を図るため、分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| □　地形を活かした建築物等の配置を行うこと。 |  |
| □　建築物等の建築を行う際には、建築物の壁面の位置を道路側の敷地境界線から50㎝以上後退させること。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　建築物の形態・意匠は、周辺との調和に配慮すること。 |  |
| □　屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度８以上、彩度２以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 |  |
| □　デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の10％以下にとどめること。 |  |
| □　建築物の屋根等に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  |
| ③敷地内の緑化・屋敷囲い（垣・柵）等 | □　既存の緑地及び地形については８０%以上の保全を図ること。 |  |
| □　敷地内はできる限り緑化に努めるとともに、緑化の際には周辺の自然植生に配慮しながら在来種の活用を行うこと。 |  |
| □　敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5ｍ以下とする。 |  |
| ④その他 | □　屋外において常時設置する照明は、過度な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。 |  |

第３号様式（第７条関係）その5

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
|  |
| 行為の場所 |  |

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 中 層 景　観　形　成　地　区 |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　建築物の高さは6階以下かつ20ｍ以下であること。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。 |  |
| □　建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点などの主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう配慮していること。 |  |
| □　海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 |  |
| □　建築物が大規模となる場合は、隣接する集落等への圧迫感を軽減するために敷地境界線から壁面の位置を十分後退させるとともに、分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| □　主要道路の中心線から壁面の位置（Ｄ）と建築物の高さ（Ｈ）の比率（Ｄ／Ｈ）は、海側で1.2以上、陸側で2.0以上とする。また、地形を活かした建築物等の配置を行うこと。また、地形を活かした建築物等の配置を行うこと。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　建築物の形態・意匠・色彩は、背景となる山並みや海岸線、隣接する集落など周辺景観に馴染むよう配慮すること。 |  |
| □　屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度８以上、彩度２以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 |  |
| □　デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の10％以下にとどめること。 |  |
| □　建築物の屋根等に用いる色彩は、外壁で使用した色の類似色を使用するなど、建築物全体のバランスに配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。 |  |
| ③敷地内の緑化・屋敷囲い（垣・柵）等 | □　敷地内は、できる限り緑化すること。 |  |
| □　垣又は柵を設ける場合は、出来る限り生垣や石材などの自然素材を活用すること。ブロック塀等の人工物を屋敷囲いとする場合には、周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面からの高さを1.5ｍ以下とするとともに、緑化や透過性の確保に努めること。 |  |
| □　国道58号に面する部分については、季節の移り変わりを感じさせることができる草花による緑化を行う等、地域のイメージを高める沿道景観の形成に努めること。 |  |
| □　屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。 |  |

第３号様式（第７条関係）その6

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
|  |
| 行為の場所 |  |

○建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更をすることとなる修繕・模様替又は色彩の変更

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | リ　ゾ　ー　ト　景　観　創　造　地　区 |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　建築物の高さは33ｍ以下であること。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、高さ・配置等に配慮していること。 |  |
| □　建築物等の配置は、恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や眺望拠点などの主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう配慮していること。 |  |
| □　海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観への眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 |  |
| □　建築物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| □　主要道路の中心線から壁面の位置（Ｄ）と建築物の高さ（Ｈ）の比率（Ｄ／Ｈ）は、海側で1.2以上、陸側で2.0以上とする。また、地形を活かした建築物等の配置を行うこと。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　建築物の形態・意匠・色彩は、背景となる山並みや海岸線、隣接する集落など周辺景観に馴染むよう考慮するとともに、日本を代表するリゾート地にふさわしい品格のある建築物となるよう考慮すること。 |  |
| □　屋外に設ける設備は、目立たないよう配置の工夫や遮蔽等を行うこと。 |  |
| □　地域を代表する景観資源の周辺や集落の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　恩納岳や山田グスクをはじめとするシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| * 山並み軸の周辺においては、稜線や斜面地の傾斜になじませるよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。
 |  |
| □　建築物の外壁は周辺の景観に配慮し、落ち着いた色彩（マンセル値：明度８以上、彩度２以下）を基調とすること。ただし、着色していない木材等の自然素材によって仕上げられるものや、外壁の一部にアクセントとして用いる色彩についてはこの限りではない。 |  |
| □　デザインのアクセントとして壁面や軒裏に上記以外の高明度・高彩度の色彩を使用する場合は、周辺景観との調和に配慮を行うとともに、使用面積は各立面の表面積の5％以下にとどめること。 |  |
| □　建築物の屋根等に用いる色彩は、外壁で使用した色の類似色を使用するなど、建築物全体のバランスに配慮するとともに、周辺景観との調和に配慮すること。 |  |
| ③敷地内の緑化・屋敷囲い（垣・柵）等 | □　敷地面積の30％以上の緑化を行うとともに、リゾート地にふさわしい景観の演出を図ること。 |  |
| □　屋外の駐車場は、できる限り緑化すること。 |  |
| □　敷地の周辺に設ける垣・柵・塀は、琉球石灰岩の石垣若しくは生垣によるものとし、その高さは周辺に圧迫感を与えないよう、敷地地盤面から1.5ｍ以下とする。 |  |
| □　屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。 |  |

第３号様式（第７条関係）その7

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
|  |
| 行為の場所 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 工　作　物 |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・配置 | □　工作物の高さは13ｍ以下とする。ただし、当該工作物の機能、目的において基準を超えた高さが必要な場合は、当該工作物の設置目的等を達成するために必要な最低限度の高さとする。 |  |
| □　工作物の高さは地域の景観に配慮し、工作物を設置する周辺の建築物と同程度の高さに抑えること。 |  |
| □　恩納岳や山田グスクなどのシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線を乱さないよう、高さ・配置に配慮すること。 |  |
| □　海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。 |  |
| □　工作物が大規模となる場合は、周辺への圧迫感を軽減するために分節化、分散配置等の工夫を行うこと。 |  |
| ②形態・意匠・色彩 | □　地域を代表する文化資源や、昔ながらのむら並みが残る集落、地域の重要な祭事等が行われる場所の周辺においては、歴史・文化的な雰囲気を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　恩納岳や山田グスクなどのシンボル景観拠点や主要な眺望点からの眺望及び、集落や海岸線軸等の低地部から主要な眺望点を見上げた時の眺望を阻害しないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| □　山並み軸の周辺においては、稜線を乱さないよう、形態・意匠・色彩に配慮すること。 |  |
| * 海岸線軸の周辺においては、美しい海岸景観を阻害しないよう、高さ・配置に配慮すること。
 |  |
| □　国道58号の沿道に工作物を設置する場合は、周辺景観との調和に配慮するとともに、リゾート地にふさわしい形態・意匠・デザインとすること。 |  |
| □　歴史の道軸の沿道に工作物を設置する場合は、周辺景観との調和に配慮するとともに、歴史の道にふさわしい形態・意匠・デザインとすること。 |  |
| □　垣・柵を設ける場合は、できる限り生垣や石材等の自然素材を活用するとともに、ブロック塀等の人工物を設ける場合は、緑化する等、周辺景観との調和に配慮すること。 |  |
| □　携帯電話基地局等の鉄塔類については、できる限り共同化に努めるとともに、背景になじむよう形態・意匠に配慮すること。 |  |
| □　周辺の景観との調和に配慮し、金属類等の光沢のある素材や光を反射する素材の使用はできる限り避けること。 |  |
| □　工作物に用いる色彩は、極端な低明度、高彩度を避け、周辺の景観との調和に配慮すること。 |  |
| ③緑化等 | □　大規模な工作物においては、敷地内緑化、壁面緑化等により圧迫感の軽減に努めること。 |  |
| □　敷地内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。 |  |
| □　屋外において常時設置する照明は、過剰な光が散乱しないようにし、過度の明るさや色彩のものを用いないこと。 |  |

第３号様式（第７条関係）その8

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
|  |
| 行為の場所 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 開　発　行　為 |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①地形、擁壁・法面 | □　できる限り行為前の地形を活かしたものとすること。 |  |
| □　擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化する等の工夫を行うこと。 |  |
| □　のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。 |  |
| ②緑化等 | □　開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。 |  |
| □　当該行為を行う地区において定められた建築物・工作物の景観形成基準に準じて緑化すること。 |  |

第３号様式（第７条関係）その9

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
|  |
| 行為の場所 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 土地の開拓、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①採取・採掘方法等、変更後の措置 | □　採取や採掘の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。 |  |
| □　採取又は採掘後の跡地は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。 |  |
| ②地形、擁壁・法面 | □　できる限り行為前の地形を活かしたものとすること。 |  |
| □　擁壁やのり面が生ずる場合は長大にならず、小さな擁壁やのり面となるよう、分節化する等の工夫を行うこと。 |  |
| □　のり面については緑化を図り、擁壁が生じる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするよう努めること。 |  |
| ③緑化 | □　開発行為を行う区域内に、地域にとって重要な動植物の生息環境がある場合や地域の景観を特徴づける樹木等がある場合は、それらをできる限り自然の状態で残すこと。 |  |
| * 植栽を行う際には在来種を活用する等、周辺の自然植生に配慮すること。
 |  |
| □　墓園の建設等による土地の形質の変更後は、外周部を緑化、修景すること。 |  |

第３号様式（第７条関係）その10

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
|  |
| 行為の場所 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 木　竹　の　伐　採 |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①伐採方法等、伐採後の措置 | □　伐採の範囲・面積は、必要最小限にとどめること。 |  |
| □　伐採後は植林に努めるとともに、伐採跡地ができる限り目立たないよう、植栽等で遮へいすること。 |  |
| □　植林を行う際には在来種を活用する等、周辺の自然植生に配慮すること。 |  |

第３号様式（第７条関係）その11

景 観 形 成 基 準 チ ェ ッ ク シ ー ト

（事前協議用）

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 |  |
|  |
| 行為の場所 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積 |
| 景　観　形　成　基　準 | 配　慮　内　容 |
| ①高さ・位置・遮へい | □　積み上げにあたっては、できる限り周辺の建築物の高さより低く抑えること（3.0ｍ以下）。　 |  |
| ②堆積の方法 | □　堆積の高さはできる限り低くするとともに、常に整理整頓を心掛けること。 |  |